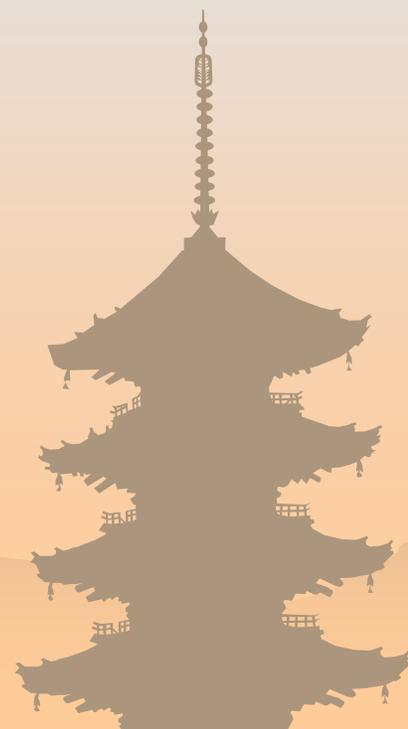


平成20年度第1回
京都市自転車等駐車対策協議会

平成20年6月10日



自転車駐車場付置義務の強化及び 民間自転車等駐車場整備助成金制度の創設 に係るこれまでの取組と今後のスケジュール

平成19年4月20日

平成19年度第1回自転車等駐車対策協議会の開催

- ・「自転車駐車場付置義務の強化」及び「民間自転車等駐車場整備助成金制度の創設」について諮問

平成19年10月～

実態調査

平成20年6月10日

平成20年度第1回自転車等駐車対策協議会の開催

平成20年6月中旬～7月中旬

京都市自転車等放置防止条例の改正に係る市民意見募集の実施

平成20年8月中旬

平成20年度第2回自転車等駐車対策協議会の開催

平成20年8月下旬

平成20年度第3回自転車等駐車対策協議会の開催

平成20年11月

市議会への条例改正案の上程

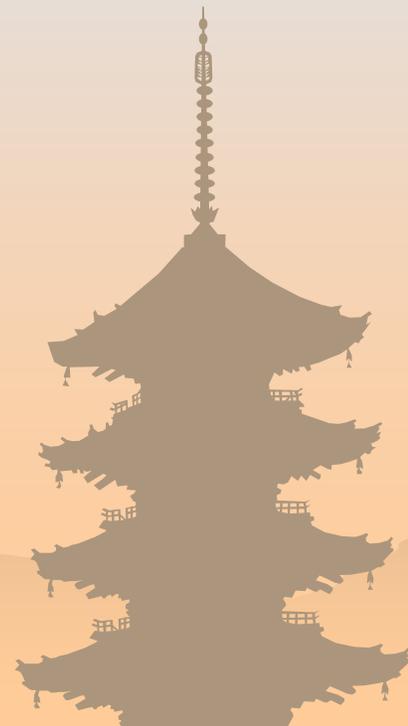
(可決の場合)

平成20年12月～

市民への周知開始

平成21年度

改正京都市放置自転車等防止条例の施行



本市における放置自転車等対策の現状

沿革

昭和60年

- 京都市自転車等放置防止条例制定
 - ・ 放置自転車撤去を開始
 - ・ 自転車駐車場付置義務を制度化

平成12年

- 「京都市自転車総合計画」の策定
- 「京都市自転車等放置防止条例」の改正
 - ・ 放置原動機付自転車の撤去を開始
 - ・ 自転車駐車場付置義務を強化
(食料品を取り扱わない小売店舗, 銀行・信用金庫,
遊技場を追加)

平成18年

- 「都心部放置自転車等対策アクションプログラム」の策定



「都心部放置自転車等対策アクションプログラム」

駐輪スペース確保のプログラム

駐輪マナー向上のプログラム

アクション1

2,500台分の自転車等
駐車場の整備

アクション2

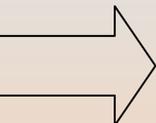
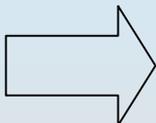
自転車駐車場付置義務の
見直し（強化）

※全市域が対象

アクション3

民間自転車等駐車場整備
助成金制度の創設

※全市域が対象



現状

都心部は、駐輪スペース不足と
駐輪マナーの悪さによる大量の
自転車や原付等が放置され、ま
ちの魅力が低下

アクション4

啓発、監視

地域との協働による啓
発・監視活動



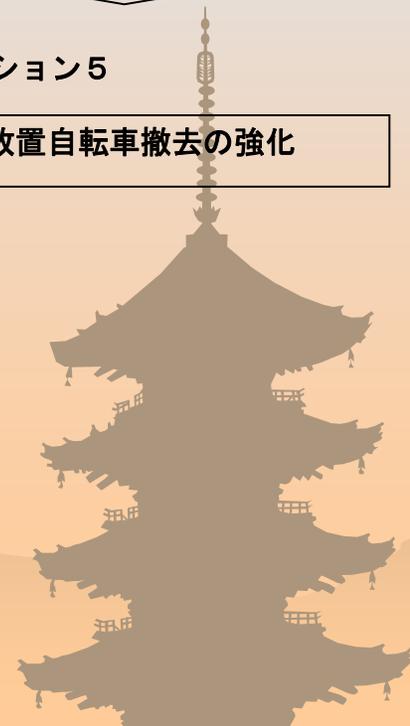
撤去

アクション5

放置自転車撤去の強化

放置自転車の追放
駐輪場に止め歩いてまちなかを楽しむ風土を醸成

歩いて楽しいまちづくりの推進



駐輪スペース確保のプログラムの進捗状況

アクション1 2,500台分の自転車等駐車場の整備

- ・ 富小路六角自転車駐車場の開設（平成19年9月）
自転車：464台 原付等：66台 合計：530台
- ・ 御射山公園地下自転車等駐車場の工事（準備工）着手
（平成20年3月）
収容台数約1,000台（原付含む）

アクション2 自転車駐車場付置義務の見直し(強化)

アクション3 民間自転車等駐車場整備助成金制度の創設

駐輪マナー向上のプログラムの進捗状況

アクション4 地域との協働による啓発・監視活動

- ・ 都心部放置自転車追放協議会の設置（平成19年8月）
- ・ 地域主体の啓発活動等の実施（平成19年度：9月以降で4回）

アクション5 放置自転車撤去の強化

- ・ 丹波口保管所の開設（平成19年9月）
- ・ 都心部全域を強化区域に拡大（平成19年9月）
- ・ 地域主体の啓発活動と連動した撤去の実施
- ・ 夜間、休日撤去の実施（平成19年度：夜間7回、休日6回）

都心部放置自転車等実態調査結果

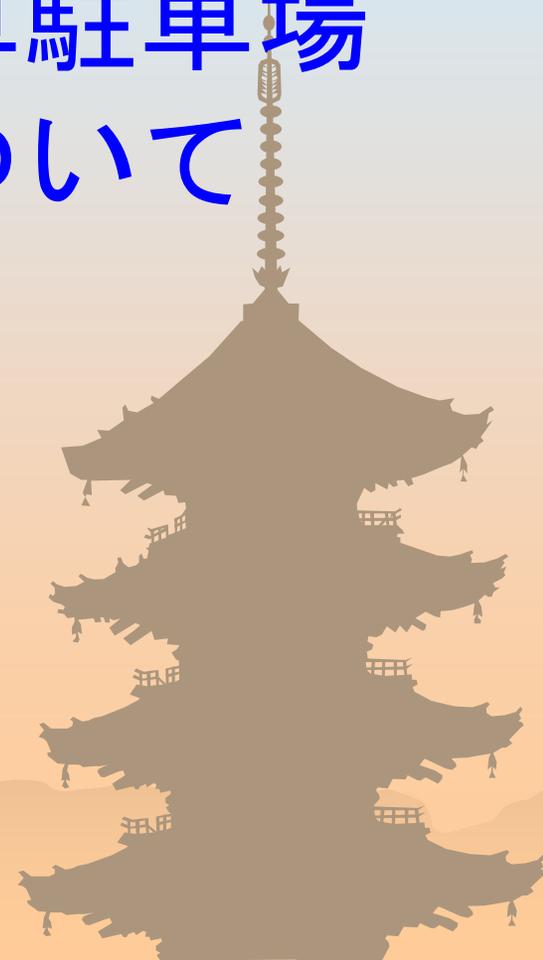
調査区分	対 象	放置台数		増減 (台)
		H18. 5. 25	H20. 5. 21	
昼 間	自転車	3,784台	3,153台	-631
	原付等	545台	312台	-233
	計	4,329台	3,465台	-864
夜 間	自転車	6,091台	5,010台	-1,081
	原付等	862台	359台	-503
	計	6,953台	5,369台	-1,584

調査範囲 都心部（先斗町通，綾小路通，両替町通，押小路通の内側地域）

調査時間 昼間：午後1時30分～午後3時30分

夜間：午後6時30分～午後8時30分

アクション2 自転車駐車場 付置義務の強化について



自転車駐車場付置義務制度の沿革

- 自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律
(昭和55年法律第87号, 平成5年12月改正)

第5条

4 地方公共団体は、商業地域、近隣商業地域その他自転車等の駐車需要の著しい地域内で条例で定める区域内において百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で条例で定めるものを新築し、又は増築しようとする者に対し、条例で、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車等駐車場を設置しなければならない旨を定めることができる。

○ 標準自転車駐車場附置義務条例について

(昭和56年11月28日建設省都再発第101号建設省都市局長から各都道府県知事・各政令指定市市長あて通達)

(ア)	施設の用途	百貨店・スーパーマーケット	銀行	遊技場	〇〇
(イ)	施設の規模	店舗面積が400平方メートルを超えるもの	店舗面積が500平方メートルを超えるもの	店舗面積が300平方メートルを超えるもの	店舗面積が〇〇平方メートルを超えるもの
(ウ)	自転車駐車場の規模	新築に係る店舗面積20平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。)	新築に係る店舗面積25平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。)	新築に係る店舗面積15平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。)	新築に係る店舗面積〇〇平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。)

◎ 本市における取組状況

- 京都市自転車等放置防止条例施行（昭和60年）
店舗面積400㎡以上の食料品を取り扱う小売店舗（スーパーマーケット等）
に対して自転車駐車場設置を義務付ける。
- 京都市自転車等放置防止条例改正（平成12年）
 - ・ 店舗面積400㎡以上の食料品を取り扱わない小売店舗
 - ・ 店舗面積300㎡以上の遊技場
 - ・ 店舗面積500㎡以上の銀行・信用金庫
にも自転車駐車場設置を義務付ける。

	小売店舗	銀行・信用金庫	遊技場
対象区域	市街化区域		
店舗面積	400㎡以上	500㎡以上	300㎡以上
設置基準	20㎡/台	25㎡/台	15㎡/台

- 届出実績（平成20年3月末時点）
208件 26,174台
- 平成19年度届出数実績
13件 968台

◎課題

現在の条例では付置義務対象となっていない施設
周辺における放置自転車の問題



⇒ **付置義務制度の見直し（強化）の必要性**

より多くの施設に自転車駐車場設置を義務付け、自転車駐車スペースを確保することで、自転車の放置を防止し、自転車利用環境の整備を促進する。

アクション2

自転車駐車場付置義務の見直し（強化）

集客施設に対する自転車駐車場の付置義務を見直し、自転車利用者の目的地である店舗等の集客施設に、より広く自転車駐車場設置の責務を果たしていただく。

付置義務の対象となる店舗面積の引下げや対象施設の拡大を検討し、他の政令指定都市と比較しても厳しい基準への強化を目指す。

1 対象となる店舗面積（来客者が利用する面積）の引下げ

2 対象施設の拡大

◎ 前回協議会提示案と他都市状況

1 対象となる店舗面積の引下げ

施設の種類	現行	前回協議会提示案
小売店舗	400m ² 以上	200m ² 以上
遊技場	300m ² 以上	150m ² 以上
銀行・信用金庫	500m ² 以上	250m ² 以上

他都市との比較

自治体	小売店舗		銀行		遊技場	
	店舗面積	設置基準	店舗面積	設置基準	店舗面積	設置基準
札幌	900 m ²	45m ² /台	1,400 m ²	70m ² /台	2,800 m ² (パチンコ店は600m ²)	140m ² /台 (パチンコ店は30m ² /台)
仙台	400 m ²	20m ² /台	500 m ²	25m ² /台	300 m ²	15m ² /台
千葉	400 m ²	20m ² /台	500 m ²	25m ² /台	300 m ²	15m ² /台
さいたま	400 m ²	20m ² /台	500 m ²	25m ² /台	300 m ²	15m ² /台
横浜	付置義務条例なし					
川崎	400 m ²	20m ² /台	500 m ²	25m ² /台	300 m ²	15m ² /台
静岡	400 m ²	20m ² /台	500 m ²	25m ² /台	300 m ²	15m ² /台
名古屋	400 m ²	20m ² /台	500 m ²	25m ² /台	300 m ²	15m ² /台
大阪	付置義務条例なし					
堺	300 m ²	10m ² /台	300 m ²	15m ² /台	300 m ²	30m ² /台 (パチンコ店は5m ² /台)
神戸	400 m ²	20m ² /台	500 m ²	25m ² /台	300 m ²	15m ² /台
広島	400 m ²	20m ² /台	500 m ²	25m ² /台	300 m ²	15m ² /台
北九州	店舗面積： 小売店舗1,500m ² 以上		設置基準： 20台 + (店舗面積 - 1,500m ²) / 70 [近隣商業地域] 20台 + (店舗面積 - 1,500m ²) / 450 [商業地域]			
福岡	400 m ²	20m ² /台	200m ² ~500m ² は20台		200 m ²	10m ² /台
			500 m ²	25m ² /台		
京都	200 m ²	20m ² /台	250 m ²	25m ² /台	150 m ²	15m ² /台

2 対象施設の拡大（前回協議会提示案）

対象施設	店舗面積	設置基準
スポーツ施設	400m ²	20m ² /台
学習施設	300m ²	15m ² /台
レンタルビデオ店	200m ²	20m ² /台
カラオケボックス	200m ²	20m ² /台
コンビニエンスストア	100m ²	10m ² /台
飲食店	200m ²	20m ² /台
映画館	300m ²	15m ² /台

- ・ 数値基準については他都市事例を参考に仮に設定している。
- ・ これ以外にも、病院、郵便局、美術館等及び官公署を、候補施設として前回協議会で例示している。

他都市との比較

自治体名	その他の対象施設
仙台市	映画館, 専修学校等, 事務所
さいたま市	学習施設, スポーツ施設, 映画館, 飲食店, カラオケボックス, 病院等
千葉市	飲食店
川崎市	レンタル店, 飲食店, 専修学校等, スポーツ施設, カラオケボックス, 病院, 映画館, 公共施設等
静岡市	映画館, 専修学校等, 事務所
名古屋市	飲食店, 映画館
堺市	飲食店
広島市	専修学校等
福岡市	専修学校等, 事務所
京都市	スポーツ施設, 学習施設, レンタルビデオ店, カラオケボックス, コンビニエンスストア, 飲食店, 映画館, 病院, 郵便局, 美術館等, 官公署

◎ 基本的な考え方

- 対象施設については、実態調査の結果及び他都市の導入状況等を勘案し、設定する。
- 設置基準（自転車等1台当たりの駐輪需要が生じる店舗面積）は、実態調査の結果に基づき、設定する。
- 店舗面積は、国の標準条例よりも厳しい基準としている他都市の状況を参考に設定する。

◎ 実態調査の概要

付置義務を課すうえで重要な要素となる設置基準の算出について、対象施設を約100箇所抽出し調査した。

※ 設置基準 = 施設区分ごとの店舗面積合計 ÷ 施設区分ごとの駐輪需要合計

(実態調査例)

施設区分 (郵便局)		店舗面積 ①	調査 時間帯	施設内	施設外			当該施設 駐輪需要 ⑥(②+⑤)	設置基準 (㎡/台) ①/⑥
				駐輪台数 ②	駐輪台数 ③	利用率 ④	実利用⑤ (③×④)		
右京区	〇〇郵便局	100	9時	1	2	/	/	/	
		100	13時	8	5				
		100	17時	2	3				
下京区	〇〇郵便局	50	9時	4	2				
		50	13時	3	1				
		50	17時	1	1				
左京区	〇〇郵便局	300	9時	20	41				
		300	13時	18	56				
		300	17時	14	39				
中京区	〇〇郵便局	500	9時	25	2				
		500	13時	35	13				
		500	17時	23	8				
伏見区	〇〇郵便局	100	9時	2	0				
		100	13時	3	0				
		100	17時	2	0				
施設合計 (サンプル数 5施設)		1050	9時	52	47	88.2%	41	93	11.2
		1050	13時	67	75	88.2%	66	133	7.9
		1050	17時	42	51	88.2%	45	87	12.1

見直し案 10㎡/台

◎ 実態調査に基づく検証

1 設置基準の検証結果

対象施設	現行	前回協議会 提示案	検証結果 (ピーク時)
スポーツ施設	-	20m ² /台	15m ² /台
学習施設	-	15m ² /台	20m ² /台
レンタルビデオ店	-	20m ² /台	15m ² /台
カラオケボックス	-	20m ² /台	30m ² /台
コンビニエンスストア	-	10m ² /台	20m ² /台
飲食店	-	20m ² /台	20m ² /台
映画館	-	15m ² /台	30m ² /台
病院	-	-	25m ² /台
郵便局	-	-	10m ² /台
美術館等	-	-	70m ² /台
官公署	-	-	25m ² /台
小売店舗	20m ² /台	20m ² /台	20m ² /台
遊技場	15m ² /台	15m ² /台	15m ² /台
銀行・信用金庫	25m ² /台	25m ² /台	25m ² /台

2 店舗面積の検証結果

設置基準×15台で設定↓

対象施設	現行	前回協議会 提示案	設置基準 見直し案	店舗面積 見直し案
スポーツ施設	－	400㎡	15㎡／台	250㎡
学習施設	－	300㎡	20㎡／台	300㎡
レンタルビデオ店	－	200㎡	15㎡／台	250㎡
カラオケボックス	－	200㎡	30㎡／台	450㎡
コンビニエンスストア	－	100㎡	20㎡／台	300㎡ (※)
飲食店	－	200㎡	20㎡／台	300㎡
映画館	－	300㎡	30㎡／台	450㎡
病院	－	－	25㎡／台	400㎡
郵便局	－	－	10㎡／台	150㎡
美術館等	－	－	70㎡／台	1,050㎡
官公署	－	－	25㎡／台	400㎡
小売店舗	400㎡	200㎡	20㎡／台	300㎡
遊技場	300㎡	150㎡	15㎡／台	250㎡
銀行・信用金庫	500㎡	250㎡	25㎡／台	400㎡

(※) 17ページ「コンビニエンスストアの扱い」参照

国が適当とする標準値（設置台数＝20）以外で 付置義務を課している他都市の例

【政令市】

自治体名	対象施設	店舗面積	設置基準	設置台数
堺市	遊技場	300m ²	30m ² /台	10台
	映画館	300m ²	30m ² /台	10台
	小売店舗	300m ²	10m ² /台	30台
	飲食店	300m ²	10m ² /台	30台
	パチンコ店	300m ²	5m ² /台	60台
福岡市	銀行	200m ² ～500m ² は20台		
		500m ²	25m ² /台	20台

見直しによる効果

対象施設	設置基準 見直し案	店舗面積			適用率	申請予想（年間）	
		現行	前回協議会 提示案	見直し案		件数	台数
スポーツ施設	15㎡／台	-	400㎡	250㎡	99.8%	3	480
学習施設	20㎡／台	-	300㎡	300㎡	98.7%	2	216
レンタルビデオ店	15㎡／台	-	200㎡	250㎡	97.9%	1	12
カラオケボックス	30㎡／台	-	200㎡	450㎡	100.0%	1	33
コンビニエンスストア	20㎡／台	-	100㎡	300㎡（※）	17.0%	1	13
飲食店	20㎡／台	-	200㎡	300㎡	76.0%	9	501
映画館	30㎡／台	-	300㎡	450㎡	100.0%	1	10
病院	25㎡／台	-	-	400㎡	96.6%	10	1,922
郵便局	10㎡／台	-	-	150㎡	88.7%	1	77
美術館等	70㎡／台	-	-	1,050㎡	75.7%	1	10
官公署	25㎡／台	-	-	400㎡	95.5%	2	179
小売店舗	20㎡／台	400㎡	200㎡	300㎡	90.4%	19	2,198
遊技場	15㎡／台	300㎡	150㎡	250㎡	100.0%	5	863
銀行・信用金庫	25㎡／台	500㎡	250㎡	400㎡	63.1%	1	15
計						57	6,529

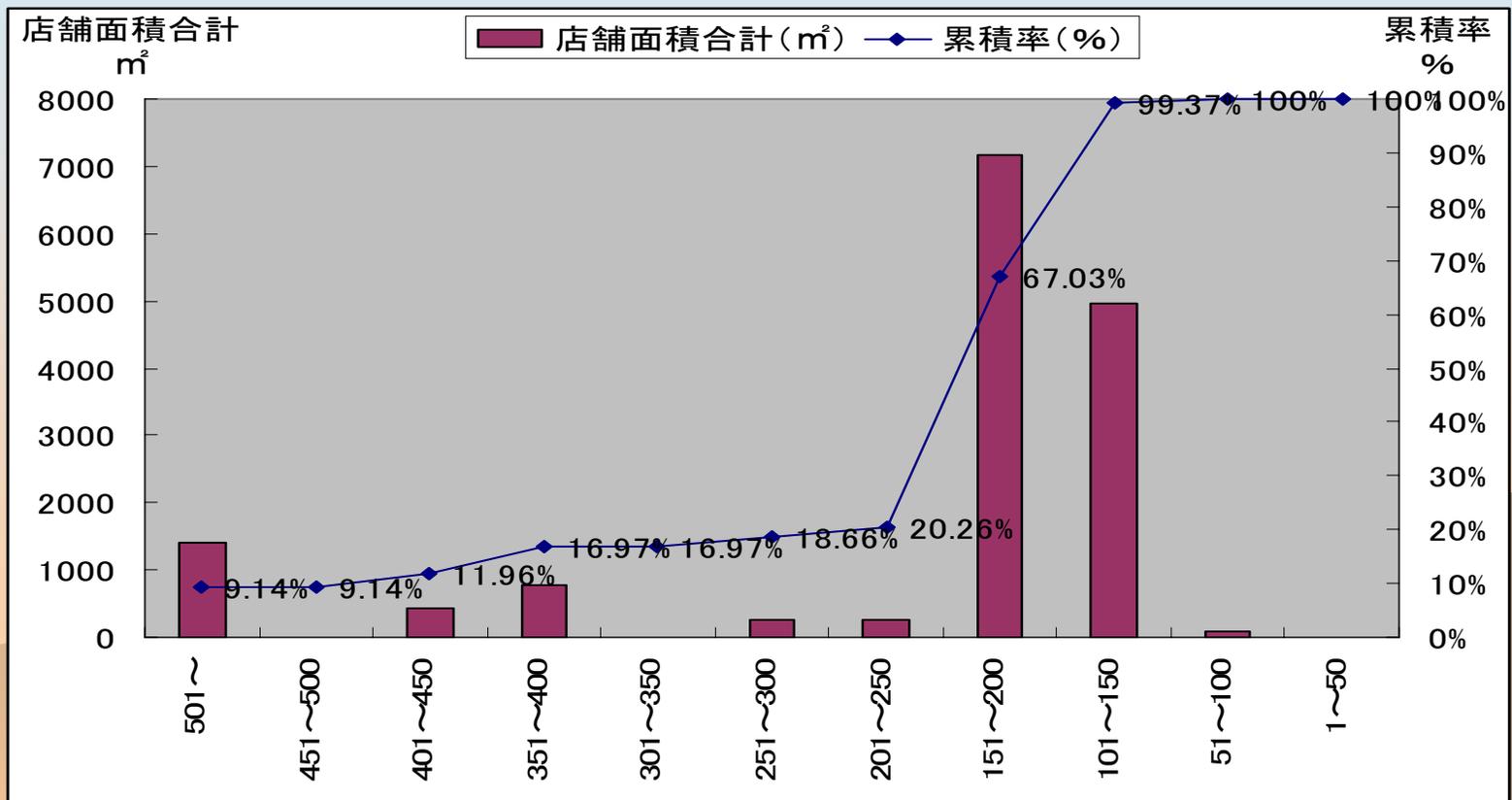
適用率 = 適用店舗面積合計（見直し案） ÷ 店舗面積の総合計 × 100

参考：年間当たり申請件数（18年度 23件，19年度 13件）

（※）17ページ「コンビニエンスストアの扱い」参照

3 コンビニエンスストアの扱い

実態調査の結果，小売店舗と同等の基準となり，細分化する必要性が薄い。
しかし，建築状況を見ると， $100\text{m}^2 \sim 200\text{m}^2$ の店舗面積合計が全体の約80%を占めることから，実情に応じた適用面積の設定が必要と考える。



⇒ 適用面積: 150m^2 以上 基準面積: 20m^2 /台 (7.5台以上で設置)

見直しによる効果（修正案）

対象施設	設置基準 見直し案	店舗面積			適用率	申請予想（年間）	
		現行	前回協議会 提示案	見直し案		件数	台数
スポーツ施設	15㎡／台	-	400㎡	250㎡	99.8%	3	480
学習施設	20㎡／台	-	300㎡	300㎡	98.7%	2	216
レンタルビデオ店	15㎡／台	-	200㎡	250㎡	97.9%	1	12
カラオケボックス	30㎡／台	-	200㎡	450㎡	100.0%	1	33
コンビニエンスストア	20㎡／台	-	100㎡	150㎡	67.0%	5	51
飲食店	20㎡／台	-	200㎡	300㎡	76.0%	9	501
映画館	30㎡／台	-	300㎡	450㎡	100.0%	1	10
病院	25㎡／台	-	-	400㎡	96.6%	10	1,922
郵便局	10㎡／台	-	-	150㎡	88.7%	1	77
美術館等	70㎡／台	-	-	1,050㎡	75.5%	1	10
官公署	25㎡／台	-	-	400㎡	95.5%	2	179
小売店舗	20㎡／台	400㎡	200㎡	300㎡	90.4%	19	2,198
遊技場	15㎡／台	300㎡	150㎡	250㎡	100.0%	5	863
銀行・信用金庫	25㎡／台	500㎡	250㎡	400㎡	63.1%	1	15
計						61	6,567

適用率 = 適用店舗面積合計（見直し案） ÷ 店舗面積の総合計 × 100

参考：年間当たり申請件数（18年度 23件，19年度 13件）

アクション3 民間自転車等駐車場 整備助成金制度の創設について

アクション3

民間自転車等駐車場整備助成金制度の創設

自転車等駐車場を確保していくためには、民有地の活用や民間事業者の参入促進を図る必要がある。

このため、都心部や駅周辺など放置自転車が多く、自転車等駐車場が不足している地域における、自動車駐車場からの転換を含む民間自転車等駐車場の整備に対する助成金制度を創設する。

◎市内民間自転車等駐車場の状況



運営主体

- 鉄道事業者による設置，運営例（左の写真）
- 産学連携のまちづくり組織（有限責任事業組合）による設置，運営例（右の写真）

1 他都市事例

(1) 要件

都市名	対象	対象範囲	要件 (台数)	運営年数
足立区	自転車 原付	駅, バス停から 概ね300m	30台以上 (増設も 同様)	5年以上
横浜市	自転車	①, ②のいずれか ①駅から概ね300m ②自転車放置禁止区域に 接し, 立地等市長が 適当と認めるもの	50台以上 (増設は 100台以上)	平置式 5年以上 立体自走式 7年以上 立体機械式 10年以上
大和市	自転車 原付	①, ②を満たすこと ①駅から概ね250m ②立地等市長が適当と 認めるもの	100台以上	10年以上

(2) 助成内容

都市名	助 成 額	限 度 額
足立区	①建設費及び駐車器具整備費 ②標準建設費(1台当たり) ・自転車 平置式 60,000円 立体式 100,000円 ・原付 平置式 90,000円 立体式 150,000円 ①, ②いずれか低い額×1/3	平置式 500万円 立体式 1,000万円 (原動機付自転車も同様)
横浜市	①建設費 ②標準建設費(1台当たり) 平置式 60,000円 立体式(地上) 150,000円 立体式(地下及び機械) 300,000円 ①, ②いずれか低い額×2/3	予算の範囲内

2 京都市助成金制度（案）

(1) 助成対象要件

- 1) 立地 駅から概ね250m以内の地域及び市長が適当と認める地域(都心部等)
- 2) 収容台数 25台以上(原付・自動二輪は自転車1.5台分で換算)
- 3) 対象者 民間事業者(ただし、鉄道事業者は除く。)
- 4) 運営年数 開設より5年間以上運営すること
- 5) 助成返還 運営期間が、5年未満の場合、次のとおり、返還を求めることができる。
 - ・3年未満 助成金の全額
 - ・3年以上4年未満 助成金の1/2
 - ・4年以上5年未満 助成金の1/3

(2) 助成内容

1) 助成額

① 建設費

② 標準建設費

①, ②のいずれか低い額 × $\frac{1}{2}$

2) 上限額

300万円を限度

財政当局と調整中

【標準建設費】

平置式 60,000円

立体式 100,000円

